

平成20年12月9日

第46回農薬専門調査会幹事会審議農薬の概要

1. テフリルトリオン

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

水稲への農薬取締法に基づく新規登録申請がなされており、2008年1月11日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第24回総合評価第二部会において一日摂取許容量（ADI）が決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、テフリルトリオン投与による影響は主に眼（ラット及びイヌ）、体重増加量、血液（貧血、イヌ）及び肝臓に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた90日間亜急性毒性試験及び2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.08 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0008 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

2. シメコナゾール

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

かぼちゃ及びうめへの農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、2008年10月7日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、シメコナゾール投与による影響は主に肝臓に認められた。催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラット及びマウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加がみられたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、本剤の評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。

各試験の無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.85 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100で除した0.0085 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

3. ブタミホス

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、魚

介類に対する残留農薬基準設定に係る意見聴取と併せて、2008年3月25日付で厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第24回総合評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、ブタミホス投与による影響は主に脳及び赤血球 ChE 活性に認められた。また、ニワトリにおいて遅発性神経毒性が示唆され、繁殖試験では哺育中の生存児数減少が認められた。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた90日間亜急性神経毒性試験の0.6 mg/kg 体重/日であったが、より長期の2年間慢性毒性/発がん性併合試験における無毒性量は0.8 mg/kg 体重/日であり、最小毒性量との接近度を考慮すると、ラットにおける無毒性量は0.8 mg/kg 体重/日とするのが妥当と考えられた。以上より、0.8 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した0.008 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

4. プロスルホカルブ

(1) 用途

除草剤

(2) 審議の経緯

大麦及び小麦への農薬取締法に基づく新規登録申請がなされており、2007年8月21日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第25回総合評価第一部会においてADIが決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、プロスルホカルブ投与による影響は主に肝臓、腎臓及び血液に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2世代繁殖試験の0.48 mg/kg 体重/日であったが、より長期の試験であるラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の無毒性量は1.9 mg/kg 体重/日であった。この差は用量設定の違いによるもので、ラットにおける無毒性量は1.9 mg/kg 体重/日とするのが妥当であると考えられることから、これを根拠として安全係数100で除した0.019 mg/kg 体重/日をADIと設定した。

5. プロヒドロジャスモン

(1) 用途

植物成長調整剤

(2) 審議の経緯

ぶどうへの農薬取締法に基づく適用拡大申請がなされており、2008年10月7日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされております。なお、本剤は一度、食品安全委員会において評価されている。

(3) 評価の概要

試験結果から、プロヒドロジャスモン投与による影響は主に肝臓、腎臓、体重変化及び摂餌量に対して認められた。神経毒性、発がん性、催奇形性及び遺

伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の 14.4 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.14 mg/kg 体重/日を ADI と設定した。

6. メタラキシル及びメフェノキサム

(1) 用途

殺菌剤

(2) 審議の経緯

いわゆるポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準値が設定されており、メフェノキサムに関するピーマン、みょうが等への農薬取締法に基づく新規登録申請に係る意見聴取と併せて、2007年5月22日付けで厚生労働大臣より意見聴取がなされている。第16回確認評価第一部会において ADI が決定した。

(3) 評価の概要

試験結果から、メタラキシル及びメフェノキサム（メタラキシル M）投与による影響は主に肝臓に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。

各試験で得られた無毒性量の最小値は、ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験の 1.9 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.019 mg/kg 体重/日を ADI と設定した。

以 上